

条件書 MV09(2)_210416

1. 本条件書において、次の用語を以下のとおり定義するものとします。

- (1)「機器」とは、注文書に記載し、契約条項 GCE-990_210416（以下本契約という）第4条第3号にもとづき甲が乙に提示する乙の書式(以下「管理台帳」という)で特定される乙所定の機械装置を意味します。
- (2)「接続機器」とは、「機器」に接続されている器具類を意味します。
- (3)「ソフトウェア」とは、「機器」に搭載するコンピューター・プログラムのうち、「管理台帳」で特定される乙所定のコンピューター・プログラムを意味します。
- (4)「対象製品」とは、「機器」、「接続機器」および「ソフトウェア」の総称を意味します。ただし、次の機械装置、器具類およびコンピューター・プログラムを除くものとします。
 - ① ネットワーク機器類ならびにルーター、ブリッジ等を介して接続される別ネットワークの機械装置、器具類およびコンピューター・プログラム
 - ② 乙が別途甲に対して切り分け対象外である旨を通知する機械装置、器具類およびコンピューター・プログラム
- (5)「インシデント」とは、甲が乙に障害切り分けの依頼をすることができる回数の単位を意味します。
- (6)「契約インシデント数」とは、注文書記載の回数を意味します。

2. 本契約第3条第1項にもとづき、乙が甲に提供する障害切り分けサービス内容は次のとおりとします。

- (1) 「対象製品」に障害が発生した場合、乙は甲の要請にもとづき乙の指定する技術者の電話または訪問により、障害原因を調査します。ただし、当該調査の一次対応は電話で行うものとし、乙が必要と判断し甲が要請した場合、訪問するものとします。
- (2) 障害切り分けサービスには、障害修復のための「対象製品」の修理・修復作業は含まないものとします。
- (3) 乙は、受付件数、受付日、障害切り分けサービス要請者の氏名、残「インシデント」数を毎月1回甲に報告するものとします。
- (4) 前3号のサービスは、「契約インシデント数」を限度とします。

3. 本契約第3条第1項に、次の条項を追加します。

甲が「故障履歴情報提供サービス」の付加を選択した場合、乙は、障害切り分けサービス実施日、障害の原因となった「対象製品」、障害内容、乙の回答内容を毎月1回甲に報告するものとします。

4. 本契約第6条を次のとおり変更します。

- (1) 本契約は、次に記載する条項のいずれかに該当した時点で終了するものとします。
 - ① 注文書記載の契約期間が満了したとき。
 - ② 「契約インシデント数」を全数消費したとき。
- (2) 甲は、本契約期間中といえども、乙に対して2ヵ月前までに書面で通知することにより本契約の全部または一部を解約することができるものとします。
- (3) 本契約締結時または締結後のいずれの場合でも、甲が本条件書第3項にもとづき「故障履歴情報提供サービス」の付加を選択したとき、「故障履歴情報提供サービス」の契約期間は第1号と同一とします。

5. 本契約第13条を次のとおり変更します。

- (1) 本契約がその契約期間の満了前に解除その他の理由で終了した場合でも、乙は、受領済みの「保守サービス料金」を返済する義務を負わないものとします。
- (2) 本契約満了時点で「契約インシデント数」が全数消費されていない場合でも、残「インシデント」数は全数消費されたものとみなします。

6. 本契約第15条に次の条項を追加します。

本条件書第2項に記載する障害切り分けサービスにもとづく「インシデント」の消費は、次のとおりとします。

- ① 障害切り分けが完了したことを甲乙で合意した時点で、「契約インシデント数」から次のとおり「インシデント」を消費するものとします。
 - <1> 電話のみで障害切り分けが完了した場合
1つの障害切り分けが完了するまでの通話時間合計が30分以内のときは1「インシデント」を、30分を超えるときはさらに1「インシデント」を追加して消費するものとし、以後も30分を超えるごとに1「インシデント」を追加して消費するものとします。
 - <2> 訪問した場合
前記<1>の「インシデント」を消費せず、5「インシデント」を消費するものとし、訪問時に新たな障害原因の調査を甲が要請した場合、新たな調査ごとに各々5「インシデント」を消費するものとします。ただし、1つの障害切り分けが完了するまでに複数の訪問を要したときでも、5「インシデント」のみ消費するものとします。
- ② 複数の障害原因の調査を要する内容が甲の1回の障害切り分け依頼に含まれていた場合、完了した障害原因の調査ごとに前記①にもとづき「インシデント」を消費するものとします。

以上